



★★★長岡市国民健康保険からのお知らせ★★★

海外療養費制度をご存知ですか？

国民健康保険に加入している人が、海外で負傷したり、病気になったりして医者にかかった場合、帰国後に必要書類を添えて長岡市に申請すると、療養費が支給される制度です。

なお、申請には、日本語に訳された診療内容及び領収の証明書が必要です。国保年金課の窓口で診療明細書及び領収明細書の様式が備え付けてありますのでご利用ください。

◇支給の範囲

海外療養費で支給されるのは、日本国内で医療保険が適用される診療に限ります。
臓器移植、性転換手術、治療目的での渡航などは支給されません。

◇支給金額

海外療養費の額は、基本的には、日本の保険医療機関等で受診したときの医療費を基準として算定します。（ただし、実際に支払った金額が、算定された金額より小さいときは、支払った金額から一部負担金相当額を差し引いた金額が支給されます。）

海外療養費の支給金額は、支給決定日の外国為替換算率（売レート）で算定します。

◇手続

*手続先

アオーレ長岡（東棟）1階 健康保険・年金窓口または各支所市民生活課

*持参するもの

- ① 診療の内容がわかる医師の診療明細書及び領収書（原本）、領収明細書等
- ② ①が外国語で書かれている場合は、日本語の翻訳文（翻訳者の住所と名前の書いてあるもの）
- ③ 調査に係る同意書
- ④ 日本国、渡航国への入出国日が確認できる旅券（パスポート）
- ③ 国民健康保険証、世帯主の口座番号のわかるもの、印かん



（担当：国保年金課国保給付係）

電話 0258-39-2006（直通）